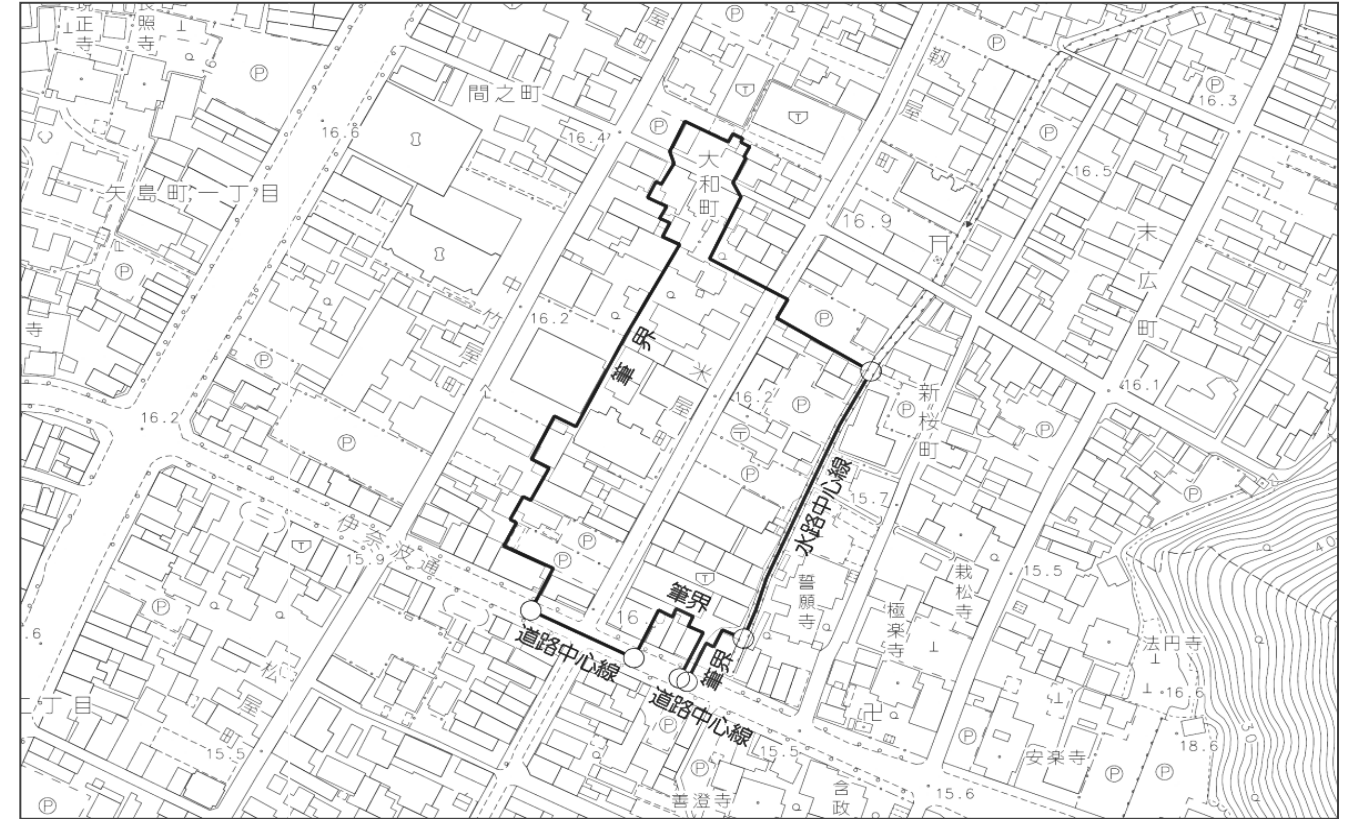


伊奈波地区地区計画のご案内

都市計画決定 告示：平成19年11月 1日 第392号
都市計画変更 告示：平成28年12月12日 第500号

地区計画の区域



区域の整備、開発及び保全に関する方針

地区計画 の目標

本地区に残る個性豊かで歴史的な町並みなどの歴史景観、自然景観及び眺望景観の保全・創出並びに地区の住環境の保全・整備を目指す。

土地利用 の方針

歴史景観、自然景観及び眺望景観の保全・創出並びに地区の住環境の保全・整備を図りつつ、歴史・文化を活かした賑わいあるまちづくりの展開を図る。

建築物等の 整備方針

歴史景観、自然景観及び眺望景観の保全・創出並びに住環境の保全・整備のため、建築物に関する制限を定める。

その他 の方針

建築物等の色彩及び形態並びに屋外広告物の表示及び掲出については、周囲の歴史景観、自然景観並びに眺望景観との調和に努める。

建築物等を建築する際は、周囲の歴史的建築物の屋根形状、軒の高さ若しくは壁面の位置を揃え、又は門や塀等を整備するなど町並みの連続性に努める。

敷地内の緑化推進並びに地区内の既存樹木の保存、育成及び管理に努める。

地区整備計画

1. 建築物等の用途の制限

伊奈波地区において、建築物等の用途を以下のとおり制限します。

ただし、地区計画の効力が発生した日（H19.11.1）の前日から以下の用途に供する建築物は、引き続き同一の用途に供する場合はこの限りではありません。

地区計画により制限される建築物等の用途

建物用途		可否
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満		○
店舗等		○
事務所等		○
ホテル、旅館		○
遊戯・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×
	カラオケボックス等	○
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売場等	×
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	○
	キャバレー、個室付浴場等	※1
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○
	大学、高等専門学校、専修学校	○
	図書館等	○
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○
	神社、寺院、教会等	○
	病院	○
	公衆浴場、診療所、保育所等	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○
	自動車教習所	○
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	○
	建築物附属自動車車庫	○
	倉庫業倉庫	×
	畜舎（15㎡を超えるもの）	○
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	※2
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	※2
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×
	自動車修理工場	※3
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○
	量が少ない施設	○
	量がやや多い施設	×
	量が多い施設	×

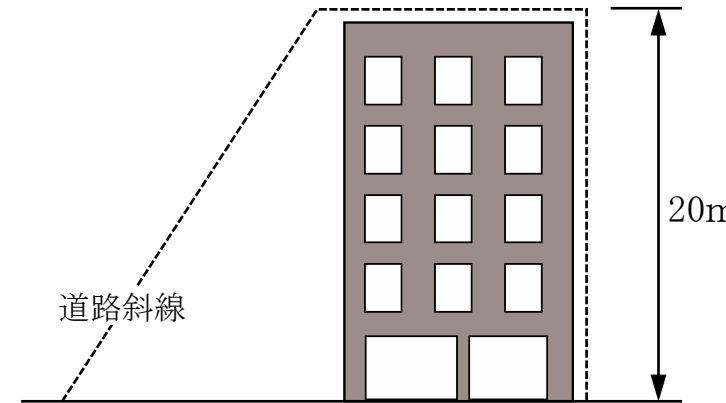
※1) 料理店等は建築可

※2) 店舗・飲食店等と兼ねるもので作業場の床面積150㎡以下は建築可、店舗・飲食店と兼ねないもので作業場の床面積50㎡以下は建築可（原動機・作業内容に関する制限あり）

※3) 作業場の床面積300㎡以下は建築可（原動機に関する制限あり）

2. 建築物の高さの最高限度

建築物の高さ※の最高限度を20mとします。



※) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは2メートルまで建築物の高さに算入しません。

3. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

建築物、工作物及び屋外広告物※の形態等については以下の事項に適合しなければなりません。

建築物及び工作物	(1) 色彩は派手な原色を避けること (2) 以下に該当する照明設備を設置しないこと ① きらびやかなネオンサイン ② 光源が点滅、又は移動する照明 ③ サーチライト、レーザー光線等 ④ その他過度に明るい照明設備
屋外広告物	(1) 形状、色彩、意匠等は、表示又は設置する建築物や敷地及び周囲の景観と調和が図られ、複雑な形状又は派手な原色が主体でないこと (2) 同一方向へ2面以上表示又は設置する場合、各々の形状、色彩、意匠等の調和が図られていること (3) 夜間に表示が必要な場合、昼間の美観に配慮した照明をつけるとともに、周囲の景観に影響を与えないよう配慮すること (4) 華美なネオン又は点滅灯が設けられていないこと

※) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物

都市計画法第58条の2に基づき、建築行為に着手される日の30日前までに行為の種類、場所などの届出が必要です。なお、詳細については、岐阜市都市建設部都市計画課（Tel：058-265-3906）までお尋ねください。